付表

1 事業計画名	2 供与限度額	3 利子率（パーセント）	4 償還期間	5 支出期間（借款契約の発効の日の後）
1 ヤンゴン・マンダレー鉄道整備計画（フェーズⅠ）（第一期）	二百億円	○・○一	十年の据置期間の後三十年	七年
2 ヤンゴン都市圏上水整備計画	二百三十六億八千三百万円	○・○一	十年の据置期間の後三十年	十年
3 ティラワ地区インフラ開発計画（フェーズⅡ）	四十六億千三百万円	○・○一	十年の据置期間の後三十年	九年
4 バゴー地域西部灌漑開発計画	百四十八億七千万円	○・○一	十年の据置期間の後三十年	九年
総額（ミャンマー側書簡）	六百三十一億六千六百万円			

（訳文）

書簡をもって啓上いたします。本官は、本日付けの閣下の次の書簡を受領したことを確認する光栄を有します。

（日本側書簡）

本官は、更に、前記の了解をミャンマー連邦共和国政府に代わって確認するとともに、閣下の書簡及びこの返簡が両政府間の合意を構成し、その合意がこの返簡の日付の日に効力を生ずるものとすることに同意する光栄を有します。

本官は、以上を申し進めるに際し、ここに閣下に向かって敬意を表します。

二千十四年九月五日にネーピードーで

ミャンマー連邦共和国
財務副大臣　リン・アウン

ミャンマー連邦共和国駐在
日本国特命全権大使　樋口建史閣下

○外務省告示第三百十六号

平成二十六年九月五日にニューデリーで、円借款の供与に関する日本国政府とインド政府との間の平成二十年三月十日付けの交換公文に従って地方電化公社に供与されることになったハリヤナ州送変電網整備計画の実施に係る円貨による借款の支出期間が地方電化公社と独立行政法人国際協力機構との間の合意により平成二十八年三月三十一日まで延長される旨の口上書の交換が、インド政府との間に行われた。

平成二十六年九月二十五日

外務大臣臨時代理
国務大臣　菅　義偉

○農林水産省告示第千二百八十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十六年九月二十五日

農林水産大臣　西川　公也

一　保安林の所在場所　広島県安芸高田市吉田町小山字上ノ谷六一、六六、六八、字横田一二五、一二八から一三〇まで

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字上ノ谷六六・六八・字横田一二八・一三〇（以上四筆について次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を広島県庁及び安芸高田市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千二百八十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十六年九月二十五日

農林水産大臣　西川　公也

一　保安林の所在場所　鳥取県東伯郡三朝町大字大谷字大峰七二八の九、字堂ノ子九四一の一、九四二の一

二　指定の目的　水源の涵養

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐その他特別の場合に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鳥取県庁及び三朝町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千二百八十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十六年九月二十五日

農林水産大臣　西川　公也

一　保安林の所在場所　広島県山県郡北広島町岩戸字加賀佐一〇二二の二、一〇二二の三、字中山二〇九六（次の図に示す部分に限る。）、二〇九八の四、二〇九八の七、二〇九八の八、二一〇〇の七

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字加賀佐一〇二二の二・一〇二二の三・字中山二〇九六・二〇九八の四・二一〇〇の七（以上五筆について次の図に示す部分に限る。）、二〇九八の七

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を広島県庁及び北広島町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千二百八十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十六年九月二十五日

農林水産大臣　西川　公也

一　保安林の所在場所　埼玉県飯能市大字平戸字智房三一五

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字智房三一五（次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を埼玉県庁及び飯能市役所に備え置いて縦覧に供する。）